

令和 8 年度

コミュニティFMラジオ防災強化事業調査委託業務

仕 様 書

令和 8 年 10 月
う る ま 市

第1条 概 要

本仕様書は、うるま市（以下「甲」という。）が設置し運用を委託しているコミュニティFM設備における、難聴地域の課題及び老朽化した設備・送信所のアンテナ塔や低地帯にある放送局の現状について、調査・検討を行い、コミュニティFMラジオ防災強化を図るための調査委託業務（以下「本業務」という。）を示したものである。

第2条 目 的

本業務では、甲が地域の情報発信・交流及び災害時の情報伝達手段として整備したコミュニティFM設備における、難聴地域の改善、老朽化した設備や送信所のアンテナ塔の更新、津波災害警戒区域や高潮浸水想定区域など低地帯にある放送局の移転などコミュニティFMラジオ防災強化を図るため、受託者（以下「乙」という。）における専門的な調査・検討を実施することを目的とする。

第3条 規格・法令

本仕様書に定めるほか、次に掲げる関係法規等を遵守すること。

- (1) 電波法、放送法および関係規則、告示
- (2) 日本産業規格（JIS）
- (3) 日本電気工業会標準規格（JEM）
- (4) 電気保安基準
- (5) その他関係法令、告示等

第4条 契約範囲

本業務に係る契約の範囲は、現状調査、放送局の移転検討、難聴地域改善案の検討、現送信所の老朽化による移設検討、無線局免許申請に必要な官公庁等への事前交渉支援、防災行政無線を補完する機能追加の検討、事業計画書作成に資する資料を作成し提供するまでの一切とし、迅速かつ確実に行うものとする。ただし、甲の調達によるものは対象としないものとする。

第5条 業務場所

うるま市内全域

第6条 履行期間

契約締結の日から令和9年3月17日までとする。

第7条 提出書類

乙は契約後直ちに本仕様書に基づき詳細な打合せを行い、次の書類を甲の指定する期日までに提出すること。

- (1) 工程表 1部

(2) 調査報告書		1 部
(3) 放送局・送信所移転案		1 部
(4) 現状放送区域図		1 部
(5) 難聴地区解消の放送区域図		1 部
(6) 送信所設備・放送設備構成図		1 部
(7) 新しい機能・設備の提案		1 部
(8) 業務状況写真		1 部
(9) 事業計画作成に資する資料		1 部
(10) その他必要書類		必要部数

第8条 現状調査

- (1) 現在の送信所（うるま市石川東恩納1059-1）からの電波到達状況を調査すること。
- (2) 電波到達状況を広範囲に調査するため、車両に電界強度自動測定システムを搭載し、走行しながら、緯度・経度情報および電界強度を記録すること。

第9条 放送局の移転検討

- (1) 津波災害警戒区域や高潮浸水想定区域にある現放送局を生涯学習・文化振興センター（ゆらてく）うるま市字仲嶺187番地移転を検討し、移転に際しての移転方法、必要な設備の検討を行うこと。
- (2) 設備の構成図、配置案などを取りまとめること。

第10条 難聴地域改善案の検討

- (1) 現送信所の移転場所を検討し、想定放送エリアのシミュレーションを基に作成すること。
- (2) 現送信所の移転案に基づき難聴地区をカバーする送信所候補地を選定し、設備概要を検討すること。また、その際には他のFM局への影響がないように検討すること。
- (3) 検討においては想定シミュレーション図等を作成すること。
- (4) 送信所の追加は、大規模な鉄塔等が必要にならないよう既存の公共施設などを有効利用しコスト削減も考慮し検討を行うこと。

第11条 送信所設置場所の選定

- (1) 送信所の設置場所シミュレーションを基に送信所設置場所の選定を行うこと。
- (2) 選定においては、甲と十分協議し公共施設等の建物を利用するなど、機器の設置やアンテナの設置において、局舎の建築や鉄塔の建柱がないよう考慮すること。
- (3) 選定した場所での機器設置やアンテナ設置の想定案を作成すること。

第12条 関係官公庁等への手続き等

- (1) 乙は検討した案について、甲が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
- (2) 関係官公庁等から技術書類の追加提出や資料要求があった場合、乙は資料の作成提出につい

て対応すること。

第13条 防災行政無線を補完する機能追加等の検討

防災行政無線を補完し、ラジオによる防災情報を行う上で有効な機能や方法を提案すること。

第14条 事業計画書作成に資する資料

本業務での調査・検討結果を踏まえ事業計画書作成に資する資料を作成し提供するものとする。

第15条 検 査

検査の内容、方法等については甲と打合せて行うものとする。

第16条 引渡

乙が完了届を甲に提出し受理された後、甲の行う完了検査に合格した日とする。

第17条 技術指導等

乙は、本業務終了後、甲に対し技術支援やアドバイスを行うものとする。

第18条 測定器の基準

本業務において使用する測定器は校正が行われた機器であること。

第19条 現地調査での注意事項

- (1) 道路の通行に影響を及ぼさないように考慮すること。
- (2) 測定中は車両等に電波測定中等表示をすること。
- (3) 敷地内等に入る場合は、地権者や管理者に許可を得ること。

第20条 免責

乙は細心の注意をもって業務にあたるものとし、業務中の事故について甲は一切その責任を負わない。

第21条 仕様書の疑義等

本仕様書に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。